社会福祉法人の監事の責務

- 監事が通常期待される任務を果たしていれば、不祥事の回避や、不適切な運営や事務処理の発生を未然に防ぐことができます。
- ○このため、監事の役割を理解し、監事監査が形骸化することがないように、意識することが重要です。
- 監事の役割については、法令で次のように定められているので、確認をお願いします。
- 1 理事の業務執行の状況を監査すること ⇒⇒⇒⇒⇒ 法第45条の18 監査報告の作成 規則第2条の19
 - ○法第45条の18第3項による準用
 - 理事会への報告義務 第100条 → 理事の不正又はその恐れ、法令、定款に違反する事実又はその恐れ
 - ・理事会への出席義務等 第101条 → 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない ※理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から、意見を述べる ことが重要であることから、「法律上の義務」としている。

理事会の招集の請求若しくは理事会の招集

・ 評議員会に対する報告義務 第102条 → 評議員会に提出しようとする議案、書類その他省令で定めるものを

調査しなければならない。

調査の結果、法令若しくは定款に違反、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

- ・ 監事による理事の行為の差止め 第103条 → (略)
- ・ 監事の報酬等 第105条 → 評議員会の決議によって定める
- 2 社会福祉法人の業務及び財産の状況を監査すること = 法第45条の28 計算書類等の監査等

計算書類(B/S、C/F、P/L) 事業報告 附属明細書

の監査

規則第2条の26 規則第2条の27(監査報告の内容) 規則第2条の28(監査報告の通知期限等)

3 評議員会での説明義務 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 法第45条の10

参 考: 監事の選任に関する留意事項

監事の選任については、法第44条第5項の規定により、「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」であることを確認する必要があります。

このほか、監事の独立性を確保するために、法第43条第3項に準用される一般法人法第72条第1項の規定により、「**在任監事**」の過半数の同意を得る必要があります。

・理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の 事項について説明を求められた場合には、当該事項に ついて必要な説明をしなければならない。

参考

一般社団法の逐条解説では、社員総会(評議員会)は、重要な意思決定を行う場なので、理事や監事が理由なく会に出席しないのは、**善管注意 義務違反**になる。との解説があります。